

# 渡島総合振興局ヒグマ出前教室実施要領

## 第1 目的と概要

ヒグマ出前教室は、ヒグマの生態やヒグマによる人身事故等の未然防止に係る適切な知識の普及を図ることを目的として、地域住民等の要請に応じて振興局職員が出向き、ヒグマに関する講義を行う教室です。

## 第2 プログラムの内容 ※変更する場合があります。

### (1) となりの森のヒグマとの付き合い方講座

パワーポイントやテキストなどを使用して、ヒグマと人間の間には存在するあつれきの現状を学び、それを抑えるためにはどうしたらよいかを考えます。

### (2) 動物ウンチ・クイズ

ヒグマや他の野生動物のフンの写真を使用したクイズを通じて、動物たちの食性を知り、ヒグマを人家や田畑に呼びよせないためのヒントを学びます。

### (3) クマさんこんにちはゲーム

森の中で人がヒグマに近づくとどのような動きをするのか、クマ役と人間役に分かれてゲームを行い、ヒグマと野山で出会わないための方法を学びます。

## 第3 実施の対象

渡島総合振興局管内の地域住民団体、各種法人、学校、市町村ほか各種団体を対象とします。

ただし、実施の目的が営利活動、宗教活動又は政治活動であるものの他、本事業の目的に適合しない場合は対象外とします。

## 第4 実施手続き

(1) ヒグマ出前教室の実施を希望する団体(以下「申請者」という。)は、実施予定日のおおむね20日前までに、第1号様式により北海道渡島総合振興局保健環境部環境生活課(以下「環境生活課」という。)に申請してください。

(2) 環境生活課は、提出された第1号様式により、申請者と実施日時及び実施内容等を調整したうえで、実施の可否を決定し通知します。

## 第5 経費の負担

原則として、ヒグマ出前教室で使用する資材等及び職員の派遣(日帰り)にかかる経費については、環境生活課が負担します。

ただし、会場の確保にかかる経費については申請者の負担とします。

また、宿泊が伴う場合や特別な資材が必要な場合などにおける経費の負担については、その都度、環境生活課と申請者との協議により決定します。

## 第6 その他の留意事項

ヒグマ出前教室を屋外において実施する場合などは、参加者の安全管理上の問題などから、主催者の責任において傷害保険等の措置及び適切な管理体制をとるなど、安全に充分配慮してください。

## 第7 施行年月日

この要領は、平成24年 4月19日から施行します。